

## 亀岡市空き家バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、亀岡市内における空き家の有効活用を通じて、市内への定住促進による地域の活性化を図るため、亀岡市空き家バンクを設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住を目的として建築され、現に居住していない又は近く居住しなくなると見込まれる建物及びその敷地で市内に存するものをいう。ただし、賃貸又は分譲を目的とする建物又は土地を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買又は賃貸借を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みにより、当該空き家に関する情報を登録し、空き家の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家に関する情報の登録をしようとする所有者等は、亀岡市空き家バンク登録申込書（別記第1号様式）及び亀岡市空き家バンク物件情報カード（別記第2号様式。以下「物件情報カード」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該空き家の所有者等から空き家バンク登録に必要な情報を収集し、その内容等を確認の上、適当であると認めたときは、亀岡市空き家バンク登録台帳（別記第3号様式）に登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による空き家の登録に関して必要な場合は、当該空き家を調査することができる。この場合において、当該空き家の所有者等は、当該調査に協力するものとする。

4 市長は、第2項の規定による登録をしたときは、亀岡市空き家バンク登録書（別記第4号様式）により当該登録の申込みを行った所有者等に通知するものとする。

5 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクに登録することが適当と認めるものは、当該所有者等に対して空き家バンクの登録を勧めることができる。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第4項の規定による亀岡市空き家バンク登録書の通知を受けた所有者等（以下「空き家登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、亀岡市空き家バンク登録変更書（別記第5号様式）及び登録事項の変更内容を記載した物件情報カードを添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

（空き家バンク登録の抹消）

第6条 市長は、空き家登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、亀岡市空き家バンク登録台帳の登録を抹消するとともに、亀岡市空き家バンク登録抹消通知書（別記第6号様式）により当該空き家登録者に通知するものとする。

(1) 登録物件の売買、賃貸借等の契約が成立した場合等空き家登録者から、亀岡市空き家バンク登録抹消申出書（別記第7号様式）の提出があったとき。

(2) 登録の日から3年が経過したとき。ただし、第4条第1項の規定による登録申込みを行うことにより、再登録した場合は、この限りでない。

(3) 登録した空き家の情報の内容に錯誤があると認めたとき。

(4) その他市長が適当でないと認めたとき。

（空き家の情報の公開）

第7条 市長は、物件情報カードの記載内容から、空き家の所在、種別、面積、床面積、構造、賃料、価格等において適当であると認める部分及び外観写真、間取り略図等の有用な情報を市のホームページへの掲載その他の方法により公開するものとする。

（詳細情報請求等に必要の利用登録）

第8条 空き家の利用希望者は、前条の規定により公開されている空き家の詳細な情報の提供を受けようとする場合は、亀岡市空き家バンク利用登録申込書（別記第8号様式）を市長に提出するも

のとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあった場合において、当該申込みをした者が次の第1号又は第2号に規定する者であつて、第3号に規定する者に該当し、適切であると認めるときは、亀岡市空き家バンク利用登録台帳（別記第9号様式）に登録し、亀岡市空き家バンク利用登録書（別記第10号様式）により当該利用希望者（以下「利用登録者」という。）に通知するものとする。

- (1) 第4条第2項に規定する台帳に登録されている空き家に居住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、福祉、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 第4条第2項に規定する台帳に登録されている空き家に居住し、又は定期的に滞在して、亀岡市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (3) 空き家の転売、転貸等を目的としていない者  
（利用登録に係る登録事項の変更の届出）

第9条 利用登録者は、その登録事項に変更があつたときは、速やかに亀岡市空き家バンク利用登録変更書（別記第11号様式）により、市長に届け出なければならない。

（利用登録の抹消）

第10条 市長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、亀岡市空き家バンク利用登録台帳の登録を抹消するとともに、亀岡市空き家バンク利用登録抹消通知書（別記第12号様式）により当該利用登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 申込内容、登録内容等に虚偽があつたとき。
- (3) 利用登録者から、亀岡市空き家バンク利用登録抹消申出書（別記第13号様式）の提出があつたとき。
- (4) 空き家の利用目的が第8条第2項の規定に該当しないこととなつたとき。
- (5) 利用登録から3年が経過したとき。ただし、第8条第1項の規定による登録申込みを行うことにより、再登録をした場合は、この限りでない。

(6) その他市長が適当でないとしたとき。

(空き家の詳細情報の公開)

第11条 市長は、利用登録者から物件情報カードに記載された情報の提供を求められたときは、必要な範囲内で当該情報を提供するものとする。

(暴力団等の排除)

第12条 亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）は、空き家バンクを利用することができない。

2 前項の規定は、空き家登録者又は利用登録者と生計を一にする同居の親族についても適用する。

3 市長は、空き家登録者又は利用登録者及びこれらの者と生計を一にする同居の親族が登録期間中に暴力団員等になったことを覚知したときは、これらの者に係る登録情報を直ちに削除しなければならない。

(空き家登録者と利用登録者の交渉等)

第13条 市長は、空き家登録者と利用登録者との空き家に関する売買、賃貸借等の交渉又は契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第14条 空き家バンクの運用に関して知り得た個人情報の取り扱いについては、亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）に定めるところによる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

（宛先） 亀岡市長

亀岡市空き家バンク登録申込書

住所

氏名

印

亀岡市空き家バンク設置要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり亀岡市空き家バンクへの登録を申込みます。

記

- 1 登録のための空き家調査及び問い合わせには、誠意をもって協力します。
- 2 登録内容は、別紙「亀岡市空き家バンク物件情報カード（別記第2号様式）」記載のとおりです。

【注意事項】

- 1 亀岡市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行います。所有者等と利用登録者間で行う売買、賃貸借に関する交渉、契約等に関しては直接関与いたしませんので、当事者間で行って頂くこととなります。
- 2 亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）の規定の趣旨に基づき、申込みされた個人情報は、利用希望者への提供の他、本事業の目的以外に利用いたしません。

亀岡市空き家バンク物件情報カード

登録番号	第 号	分類	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 店舗付住宅		<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸		
物件所在地	亀岡市						
所有者	住所	〒 -					
	氏名			電話	( ) -		
	携帯電話	- -		FAX	( ) -		
	E-MAIL	@					
その他 連絡先	住所	〒 -					
	氏名			電話	( ) -		
	携帯電話	- -		FAX	( ) -		
	E-MAIL	@					
希望売却価格	万円（内訳：建物 万円・土地 万円・その他 万円）						
希望賃貸価格	月 万円（共益費： 万円・敷金： 万円・礼金： 万円）						
物件の概要	面積		構造		建築年		
	土地	m <sup>2</sup>	□木造		補修の要否		
	建物	1階	m <sup>2</sup>	□軽量鉄骨造		□補修は不要	
		2階	m <sup>2</sup>	□鉄筋コンクリート		□多少の補修必要	
		合計	m <sup>2</sup>	□その他 ( )		□大幅な補修必要	
	間取り	1階		□居間 ( ) 畳 □台所 □風呂 □トイレ		□所有者等負担	
		2階		□洋室 ( ) 畳 ( ) 畳 □和室 ( ) 畳 ( ) 畳		□入居者負担	
利用状況	□放置 年から □別荘 □その他 ( )						
設備状況	電気	□引き込み済み □その他 ( )					
	ガス	□プロパンガス □その他 ( )					
	風呂	□ガス □灯油 □電気 □その他 ( )					
	水道	□上水道 □その他 ( )					
	下水道	□下水道 □浄化槽 □その他 ( )					
	トイレ	□水洗 □汲み取り / □和式 □洋式 / □ウォシュレット					
	ネット	□光通信対応 □光通信未対応 □その他 ( )					
	付帯施設	□納屋 ( ) □蔵 ( ) □離れ ( ) □その他 ( )					
	車庫	□有 □無		物置	□有 □無		
	庭	□有 □無		ペット	□可 □不可		
農地	□有 ( m <sup>2</sup> ) □無		その他				

(裏面)

公共機関までの距離	施設名	距離	主要施設までの距離	施設名	距離
	市役所まで	km		( ) 病院まで	km
消防署・分署まで	km	( ) 郵便局まで	km		
警察署・駐在所まで	km	( ) 金融機関まで	km		
( ) 保育所まで	km	自治会事務所まで	km		
( ) 幼稚園まで	km	図書館・分館まで	km		
( ) 小学校まで	km	スーパーまで	km		
( ) 中学校まで	km				
交通	J R		( ) 駅から	km	
	( ) バス	線	( ) バス亭から	km	
接道状況	(国・府・市) 道 ( ) 線から ( ) m・隣接)				
特記事項 その他					
間取り図 (別紙可)			物件所在地地図 (別紙可)		
写真：全景 (別紙可)			写真：内部 (別紙可)		

※抵当権及び相続登記の必要がある場合は、特記事項へ記載してください。

※記載漏れにより瑕疵担保責任等が生じた場合、市は一切の責任を負いかねます。

第3号様式（第4条関係）

亀岡市空き家バンク登録台帳

登録番号		第 号			
登録年月日		年 月 日登録（初回登録年月日）			
登録更新	登録期間	年 月 日 ～ 年 月 日迄			
	登録期間	年 月 日 ～ 年 月 日迄			
	登録期間	年 月 日 ～ 年 月 日迄			
	登録期間	年 月 日 ～ 年 月 日迄			
所有者	住 所	〒 ー			
	氏 名		電 話	( ) ー	
	携帯電話	ー ー	F A X	( ) ー	
	E-MAIL	@			
その他 連絡先	住 所	〒 ー			
	氏 名		電 話	( ) ー	
	携帯電話	ー ー	F A X	( ) ー	
	E-MAIL	@			
登録物件	種 別	1 住宅      2 店舗付住宅      3 その他 (      )			
	取引形態	1 売買      2 賃貸借      3 どちらも可能 4 その他 (      )			
	所 在 地	亀岡市			
	交 通	J R		駅から	km
		バス		バス停から	km
	土 地	面積      m <sup>2</sup>			
	建 物	1階		m <sup>2</sup>	2階
		年	月	建築	
	附帯物等				
	そ の 他				
特記事項					
備 考					



第4号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

亀岡市長



亀岡市空き家バンク登録書

亀岡市空き家バンク設置要綱第4条第4項の規定により、亀岡市空き家バンク登録台帳への登録が完了しましたので通知いたします。

登録番号：第 号

登録日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日

※登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに連絡を行うとともに、亀岡市空き家バンク登録変更書（別記第5号様式）を提出してください。

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

空き家登録者 住所  
氏名

印

亀岡市空き家バンク登録変更書

亀岡市空き家バンク設置要綱第5条の規定により、登録事項の変更をお願いします。

登録番号：第 号

変更事項：別記第2号様式による

※亀岡市空き家バンク物件情報カード（別記第2号様式）に変更箇所を記載し、併せて提出してください。

第6号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

亀岡市長

印

亀岡市空き家バンク登録抹消通知書

亀岡市空き家バンク設置要綱第6条の規定により、亀岡市空き家バンク登録台帳の登録を抹消しましたので通知いたします。

登録番号：第 号

登録抹消日： 年 月 日

抹消の事由

第7号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

空き家登録者 住所  
氏名

印

亀岡市空き家バンク登録抹消申出書

亀岡市空き家バンク設置要綱第6条の規定により、登録の抹消を申し出ます。

登録番号：第 号

申出理由：

（宛先） 亀岡市長

亀岡市空き家バンク利用登録申込書

亀岡市空き家バンク設置要綱に定める趣旨等を理解し、同要綱第8条の規定により、次のとおり亀岡市空き家バンクへの利用登録を申し込みます。

氏 名	ふりがな 氏名		登録番号	第 号	
現住所	〒				
電 話	( ) -	携帯電話	- -		
E-MAIL	@		FAX	( ) -	
家族構成	氏 名	生年月日	性別	続柄	職業（学年）
		年 月 日		本人	
		年 月 日			
		年 月 日			
移住理由	（具体的にご記入ください）				
移住時期	<input type="checkbox"/> 今すぐ移住したい <input type="checkbox"/> 今後1年以内に移住したい <input type="checkbox"/> 移住時期（ 年 月頃） <input type="checkbox"/> 将来的に移住を考えている				
貸借・購入の別	<input type="checkbox"/> 貸借希望 <input type="checkbox"/> 購入希望 <input type="checkbox"/> どちらでも可				
希望条件	貸借の場合	賃 料	月	円 ~	円
		賃借期間	約	年	
	購入の場合	購入価格		円 ~	円
		上記以外の希望条件			

※登録内容に変更等が生じた場合は、速やかに連絡を行い届け出てください。

※亀岡市個人情報保護条例（平成12年亀岡市条例第37号）の規定の趣旨に基づき、申込みされた個人情報は、空き家登録者への提供の他、本事業の目的以外に利用いたしません。

第9号様式（第8条関係）

亀岡市空き家バンク利用登録台帳

氏名	ふりがな 氏名		登録番号	第 号	
現住所	〒				
電話	( ) -	携帯電話	- -		
E-MAIL	@		FAX	( ) -	
家族構成	氏名	生年月日	性別	続柄	職業(学年)
		年 月 日		本人	
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
移住理由					
移住時期	<input type="checkbox"/> 今すぐ移住したい <input type="checkbox"/> 移住時期( 年 月頃)		<input type="checkbox"/> 今後1年以内に移住したい <input type="checkbox"/> 将来的に移住を考えている		
賃借・購入の別	<input type="checkbox"/> 賃借希望 <input type="checkbox"/> 購入希望 <input type="checkbox"/> どちらでも可				
希望条件	賃借の場合	賃料	月 円 ~ 円		
		賃借期間	約 年		
		上記以外の希望条件			
	購入の場合	購入価格	円 ~ 円		
		上記以外の希望条件			
利用登録更新	利用登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日迄			
	利用登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日迄			
	利用登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日迄			
	利用登録期間	年 月 日 ~ 年 月 日迄			
紹介物件	登録番号	第 号			
	登録番号	第 号			
	登録番号	第 号			
	登録番号	第 号			
	登録番号	第 号			

第10号様式（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

亀岡市長



亀岡市空き家バンク利用登録書

亀岡市空き家バンク設置要綱第8条第2項の規定により、亀岡市空き家バンク利用登録台帳への登録が完了しましたので通知いたします。

利用登録番号：第 号

登録日： 年 月 日

有効期限： 年 月 日

※登録内容に変更等が生じた場合は、亀岡市空き家バンク設置要綱第9条の規定に基づき、速やかに連絡を行うとともに、変更事項を市長に届け出てください。

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

空き家利用登録者 住所  
氏名

印

亀岡市空き家バンク利用登録変更書

亀岡市空き家バンク設置要綱第 9 条の規定により、登録事項の変更をお願いします。

利用登録番号：第 号

変更事項：別記第 8 号様式による

※亀岡市空き家バンク利用登録申込書（別記第 8 号様式）に変更箇所を記載し、併せて提出してください。



第12号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

亀岡市長



亀岡市空き家バンク利用登録抹消通知書

亀岡市空き家バンク設置要綱第10条の規定により、亀岡市空き家バンク利用登録台帳の登録を抹消しましたので通知いたします。

利用登録番号：第 号

登録抹消日： 年 月 日

抹消の事由

第13号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先） 亀岡市長

利用登録者 住所  
氏名

⑩

亀岡市空き家バンク利用登録抹消申出書

亀岡市空き家バンク設置要綱第10条の規定により、登録の抹消を申し出ます。

利用登録番号：第 号

申出理由：